

令和 7 年 7 月 1 日

保護者の皆様へ

沖縄県立小禄高等学校
校長 名幸 哲
(公印省略)

令和 7 年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額非課税世帯を
対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支
給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、**給付対象に該当する保護者等は、申請書類等を本校事務室で配布（本校ホームページにも掲載予定）しておりますので、下記期日までに関係書類を添えて申請をお願いいたします。**

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費（学校徴収金等）に充てることが可能です。（希望者は様式 6：委任状を提出）詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯
(家計急変で申請する場合は、様式等が異なるため、事務室で書類を受け取りください。)

2. 提出書類：裏面参照（リーフレット）

3. 提出期限：令和 7 年 7 月 1 8 日（金） 提出先：小禄高校事務室

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は 7 月 1 日現在を基準とします。
(家計急変世帯への支援については除く)

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 小禄高等学校 事務室
担当者 池原・新里 TEL：098-857-0481

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和7年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。（新入生への一部支給は除く）。

- (1) 保護者等（親権者）の令和7年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）

○支給額（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額（年額）
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※令和7年度にすでに「奨学のための給付金（一部前倒し給付）」を受給している1年生の世帯は、上記「給付額（年額）」からすでに受給した給付金を差し引いた金額が支給額となります。

○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式 1）
- ②令和7年度（所得）課税証明書
- ③生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（生活保護を受給している場合）（様式 2）
- ④債権・債務者登録申出書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式6）
- ⑦同意書（就学支援金制度等の関係書類を利用することについて同意した場合）



提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯
①高校生等奨学のための給付金受給申請書	○	○
②令和7年度（所得）課税証明書		○※1
③生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書	○※1 ※2	
④債権・債務者登録申出書	○	○
⑤振込先口座の通帳の写し	○	○
⑥委任状	希望者のみ	希望者のみ
⑦同意書	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

○問い合わせ先

事務室 担当者 池原・新里 TEL:098-857-0481

課税証明書の見方について(参考)

下図のとおり

保護者(親権者)等の全員が非課税である必要があります。
(例)親権者が父母2名の場合は、2名ともに非課税の場合

市民税所得割額 + 県民税所得割額 = 0円の場合は、
非課税世帯となり「奨学のための給付金」の対象になります。

令和7年度市県民税課税証明書

総勢証第 号

住所	沖縄県沖縄市越來●●● 00-00		
氏名	沖縄 でいご	生年月日	昭和 00年 00月 00日
賦課開日の住所	沖縄県沖縄市越來●●● 00-00		

令和5年分 所得金額 (円)	
合計	¥672,436
給与所得	¥672,436
(給与収入)	¥0
(年金収入)	
※以下余白※	

所得控除金額 (円)	
合計	
所得控除の内訳	
×	
×	
×	
×	
×	
×	
配偶者	
扶養	
障害者	
×	

譲渡所得の有無	無
課税標準額	¥0

市県民税額 (円)		
年税額		¥0
市民税額	調整控除額	¥0
	所得割額	¥0
	均等割額	¥0
県民税額	調整控除額	¥0
	所得割額	¥0
	均等割額	¥0

×	無
	無

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和6年 00月00日

沖縄市長 ●●●●●

市民税所得割 + 県民税所得割=0
なら奨学のための給付金対象です。

※市町村によって様式は異なります